

# 市立病院 小児科 アレルギー性疾患や慢性疾患などに対応する「小児専門外来(完全予約制)」を開設

市立病院(代表) ☎ 61-1100

市立病院小児科では、一般の小児疾患のほか、特に、アレルギー性疾患や発達支援外来の診療にも力を入れてきましたが、増加するアレルギーや呼吸器疾患をお持ちの患者さんや多様なニーズに対応するため、6月より、小児期アレルギー性疾患や小児

慢性疾患などに対応した専門外来を開設します。これは今後、小中学校を本格的に再開するにあたり、アレルギー性疾患などをお持ちの患者さんやご家族を守るための役割も担うことにもなります。なお、診療にあたっては、感染リスクに配慮し、感

染症を中心とした急性疾患は「午前診療」で行い、喘息をはじめ、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、糖尿病、ネフローゼ症候群、腎炎、夜尿症、川崎病、小児肥満、成長ホルモン、神経疾患などの慢性疾患は「午後診療」で行います。



6月より市立病院小児科の診療体制を充実します

## 小児科専門外来で治療を行う主な疾患

疾患	診療内容	診察曜日
アトピー性皮膚炎 気管支喘息 てんかん 低身長 食物アレルギー	診断・治療 フォローアップ	月曜日、火曜日、水曜日 ※いずれも午後診察 月曜日、水曜日 ※いずれも午後診察 金曜日 ※午後診察
発達支援	小児の発達の評価、 フォローアップ	火曜日、木曜日 ※いずれも午前診察 ※第2、第4木曜日は午後も 診察あり

※専門外来は完全予約制です。  
※初診の場合は、市立病院の専門外来宛ての紹介状をお持ちの人のみ、診察が可能です。  
※予防接種外来では、通常の予防接種に加え、基礎疾患のある患者さんにも専門的な対応が可能です。

## 令和2年度国民健康保険税 平均15.1%の引き上げを行います

少子高齢化の中、国民健康保険を安定的に運営するために税率を改定しました。税率改定にあたっての説明会を4月と5月に開催予定でしたが中止となったため、今号では、国民健康保険税が実際にどのくらい上がるのかをモデルケースで紹介します。

☎ 保険年金室 ☎ 63-7445 ☎ 収納室 ☎ 63-7439

### ■モデルケースのご紹介(年税額)

#### モデル家族①

- ・40歳単身
- ・給与収入：240万円(所得：150万円)



改定前	→	改定後
195,100円	34,800円の増	229,900円

#### モデル家族②

- ・40歳夫婦・子ども2人
- ・給与収入：240万円(所得：150万円)
- ※均等割額・平等割額が2割軽減となります



改定前	→	改定後
259,000円	41,900円の増	300,900円

#### モデル家族③

- ・70歳単身
- ・年金収入：270万円(所得：150万円)



改定前	→	改定後
163,100円	27,000円の増	190,100円

#### モデル家族④

- ・70歳夫婦
- ・年金収入：270万円(所得：150万円)



改定前	→	改定後
193,100円	30,000円の増	223,100円



◎所得があるのは世帯主のみとし、計算しています。また実際の課税額は、所得などの内容により異なる場合があります。  
◎市ホームページで、ご自身の国民健康保険税額を試算していただくことができます。  
◎7月中旬に納入通知書を送付しますので、ご確認ください。

### ■令和2年度国民健康保険税はどのように決まるの？

( )内の数字は改定前の税率・額です

国民健康保険税は、①医療分 ②後期高齢者支援金分 ③介護分 から構成され、それぞれの④所得割額 ⑤均等割額 ⑥平等割額を合算した金額が課税額となり、世帯主に課税されます。なお、世帯の合計額が⑦課税限度額を超える場合、超過分は課税されません。

	④ 所得割額 (所得に応じて計算)	⑤ 均等割額	⑥ 平等割額	⑦ 課税限度額
① 医療分	〔前年中の総所得金額 - 33万円〕 × 8.22% (7.12%)	24,600円 × 加入者数 (23,900円)	23,100円 (23,000円)	63万円 (61万円)
② 後期高齢者支援金分	〔前年中の総所得金額 - 33万円〕 × 2.58% (1.78%)	8,400円 × 加入者数 (6,100円)	7,800円 (6,000円)	19万円 (19万円)
③ 介護分 (40歳～64歳の加入者のみ課税)	〔前年中の総所得金額 - 33万円〕 × 2.14% (1.70%)	9,300円 × 加入者数 (7,700円)	5,500円 (4,500円)	17万円 (16万円)

人口と世帯数  
5月1日現在 ( )は前月比

人口 77,951人 (+53人) 男 37,699人 (+51人) 女 40,252人 (+2人) 世帯数 34,486世帯 (+80世帯)